

葉山町市街化調整区域合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(平成29年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、市街化調整区域における合併処理浄化槽の維持管理を徹底させることにより、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を維持管理するものに対し、当該維持管理に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを除く）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）に適合するものをいう。
- (2) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。

(補助対象区域)

第3条 この要綱において、補助の対象となる区域は、市街化調整区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町内にある住宅（集合集宅を除く。）に設置されている合併処理浄化槽を管理する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃及び浄化槽の保守点検（以下「清掃及び保守点検」という。）を行っていること。
- (2) 法第7条又は法11条に規定する水質に関する法定検査（以下「法定検査」という。）を行い、検査結果が「適正」もしくは「おおむね適正」であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、葉山町市街化調整区域合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の浄化槽の保守点検を実施したことが確認できる書類の写し
- (2) 法定検査の検査結果を確認できる書類の写し
- (3) 清掃、保守点検及び法定検査に要した費用の支払いが確認できる書類又はその写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、合併処理浄化槽1基につき毎年度1回とする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、合併処理浄化槽1基にかかる前条の申請を行う前日から過去1年間に行った清掃及び保守点検並びに法定検査の合計額とし、上限を17,500円とする。ただし、過去に申請を行った清掃及び保守点検並びに法定検査に要した費用は補助金の額に含まない。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、葉山町市街化調整区域合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(法定検査機関との契約)

第8条 申請者が法第57条第1項に基づき神奈川県知事が指定した指定検査機関(以下「指定検査機関」という。)と保守点検及び法定検査の契約を締結した場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、指定検査機関が葉山町市街化調整区域合併処理浄化槽指定検査機関補助金交付申請書(様式第3号)を町長に提出し申請することができる。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、葉山町市街化調整区域合併処理浄化槽指定検査機関補助金交付決定通知書(第4号様式)により指定検査機関に通知し、指定検査機関が指定した口座に補助金を振り込むものとする。

(返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、または受けた者があつたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金を返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日以後に行った法第 10 条第 1 項に規定する清掃及び保守点検並びに法定検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。